

こ 成 環 第 113 号
令和 6 年 3 月 30 日
第一次改正 こ 成 環 第 204 号
令和 6 年 6 月 28 日
第二次改正 こ 成 環 第 105 号
令和 7 年 4 月 1 日
第三次改正 こ 成 環 第 193 号
令和 8 年 4 月 8 日

各 都道府県知事 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

地域子育て支援拠点事業の実施について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

別紙

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2)の⑩に定める小規模型指定施設を除く。)

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

(2) 一般型

① 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とそのこども（主として概ね３歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として（１）に定める基本事業を実施する。

② 実施場所

（ア）公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所

（イ）複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

（ウ）概ね１０組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

③ 実施方法

（ア）原則として週３日以上、かつ１日５時間以上開設すること。

（イ）子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を２名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

（ウ）授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市町村以外の者が（１）に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の（ア）～（オ）に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

なお、（１）に定める基本事業の運営主体が市町村であって、（ア）～（オ）の運営を市町村以外の者への委託等によって行っている場合も

当該加算の対象とする。

- (ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した親子関係形成支援事業（法第6条の3第21項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (エ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）、養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）または子育て世帯訪問支援事業（法第6条の3第19項）の実施
- (オ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

⑤ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあつては、次の（ア）～（ウ）に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。
- (イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、年間を通して同じ場所で実施することが望ましい。
ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

⑥ 地域支援

地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施す

る団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

（ア）高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

（イ）地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

（ウ）地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

（エ）本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

⑦ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の（a）、（b）に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

（a）開設日数は、週2日程度以上とすること。

（b）専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

⑧ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合（概ね月2回以上）に別途加算の対象とする。

⑨ 賃貸物件を活用する場合の賃借料への支援

賃貸物件を活用して事業を実施する場合（週5日以上、かつ1日6時間以上開設している事業所に限る）に別途加算の対象とする。

⑩ 経過措置（小規模型指定施設）

（ア）内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。

（イ）実施方法

- （a）原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- （b）開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- （c）育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- （d）次のa～cの取組のうち2つ以上実施すること。

a 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

b 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

c 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の

提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ) の (d) a の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途加算の対象とする。

(3) 連携型

① 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、(1)に掲げる基本事業を実施する。

② 実施場所

(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

③ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けられることができる体制を整えること。

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

④ 地域の子育て力を高める取組

(1)に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）には、加算の対象としない。

⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の（a）、（b）に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

（a）開設日数は、週 2 日程度以上とすること。

（b）専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

⑥ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合（概ね月 2 回以上）に別途加算の対象とする。

5 留意事項

- （1）事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- （2）事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成環第 111 号、こ支家第 189 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表 1 に定める基本研修及び別表 2－2 の 3 に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。
- （3）実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者を子育て支援員研修実施要綱別表 3 及び別表 4 に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資

質、技能等の向上を図ること。

- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めること。

なお、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2549号）の4（3）⑤にある「別添5に掲げる事業等を実施する又は関与すること」を踏まえ、こども家庭センターと連携を図るとともに、事業実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。

- (5) 拠点施設が「地域子育て相談機関」を担う場合においては、拠点が持つ子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場という強みを生かし、個々の子育て家庭の相談ニーズ等に対し、適切に対応いただきたい。

なお、「地域子育て相談機関」の具体的な業務等は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」（令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

6 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。